

(健Ⅱ170F)

平成30年11月26日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

季節性インフルエンザワクチンの供給について

標記の件につきましては、本年9月18日付け文書（健Ⅱ117F）をもってご連絡申し上げたところであります。

今般、季節性インフルエンザワクチンの製造予定量について、別添のとおり厚生労働省健康局健康課より各都道府県衛生主管部（局）宛事務連絡がなされ、本会に対して情報提供がありました。

本事務連絡の別添資料において、11月下旬から12月上旬（12/7頃まで）については、一時的にワクチンの累積供給予定量と医療機関の需要予測量が近接することが予測されておりますが、12/10以降、順次、需給のバランスが改善される見込みであり、2018/2019シーズンのワクチン供給量は、当初の約2,650万本から約2,720万本（平成30年11月16日時点）となるとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。医療機関等におかれましては、上記を踏まえた接種計画をご検討・ご配慮いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関連し、厚生労働省より日本ワクチン産業協会ならびに日本医薬品卸売業連合会に対し、ワクチンを必要とする医療機関等への迅速かつ適切な納入に努めるよう別添の通知がなされておりますことを申し添えます。

事務連絡
平成30年11月22日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

季節性インフルエンザワクチンの供給について（情報更新）

今冬の季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の製造予定量については、平成30年8月31日時点で、約2,650万本（1mLを1本に換算。以下同じ）、平成30年10月19日時点で約2,660万本の見込みであることをお知らせいたしました[※]、平成30年11月16日時点で、約2,720万本に更新されました。（別添1、2参照）

※「季節性インフルエンザワクチンの供給について」（平成30年9月12日）

「季節性インフルエンザワクチンの供給について（情報更新）」（平成30年10月23日）

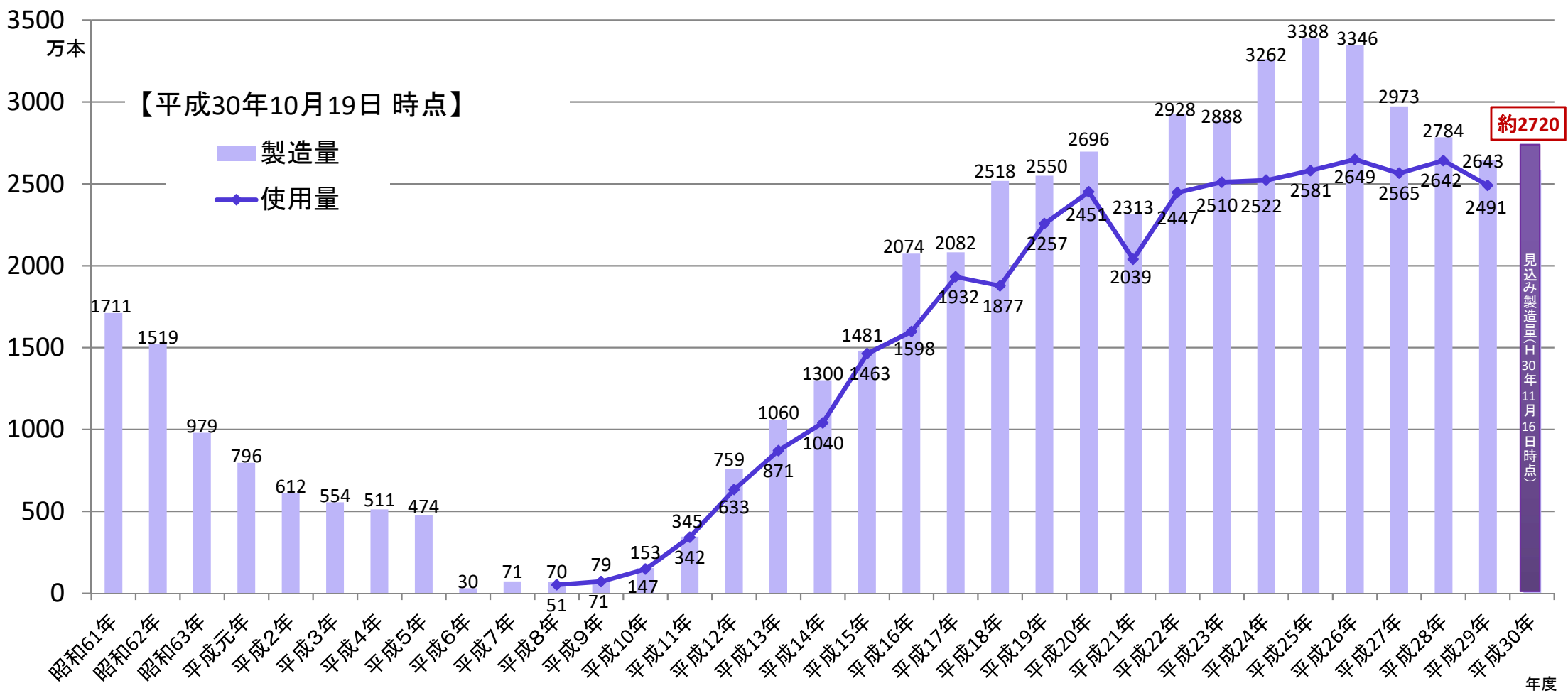
なお、ワクチンの効率的な使用と安定供給を推進するため、引き続き、

① 13歳以上の者が接種を受ける場合には医師が特に必要と認める場合を除き「1回注射」であることを周知徹底する（別添3参照）、

② 必要量に見合う量のワクチンを購入すること等を徹底する

こと等としていることから、貴管内関係者に対して周知し、かつ協力を要請いただくとともに、引き続き、ワクチンの円滑な流通について関係者との連携に努めていただくようお願いいたします。

インフルエンザワクチンの製造量及び使用量の推移



※1 平成7年以前の使用量は不明

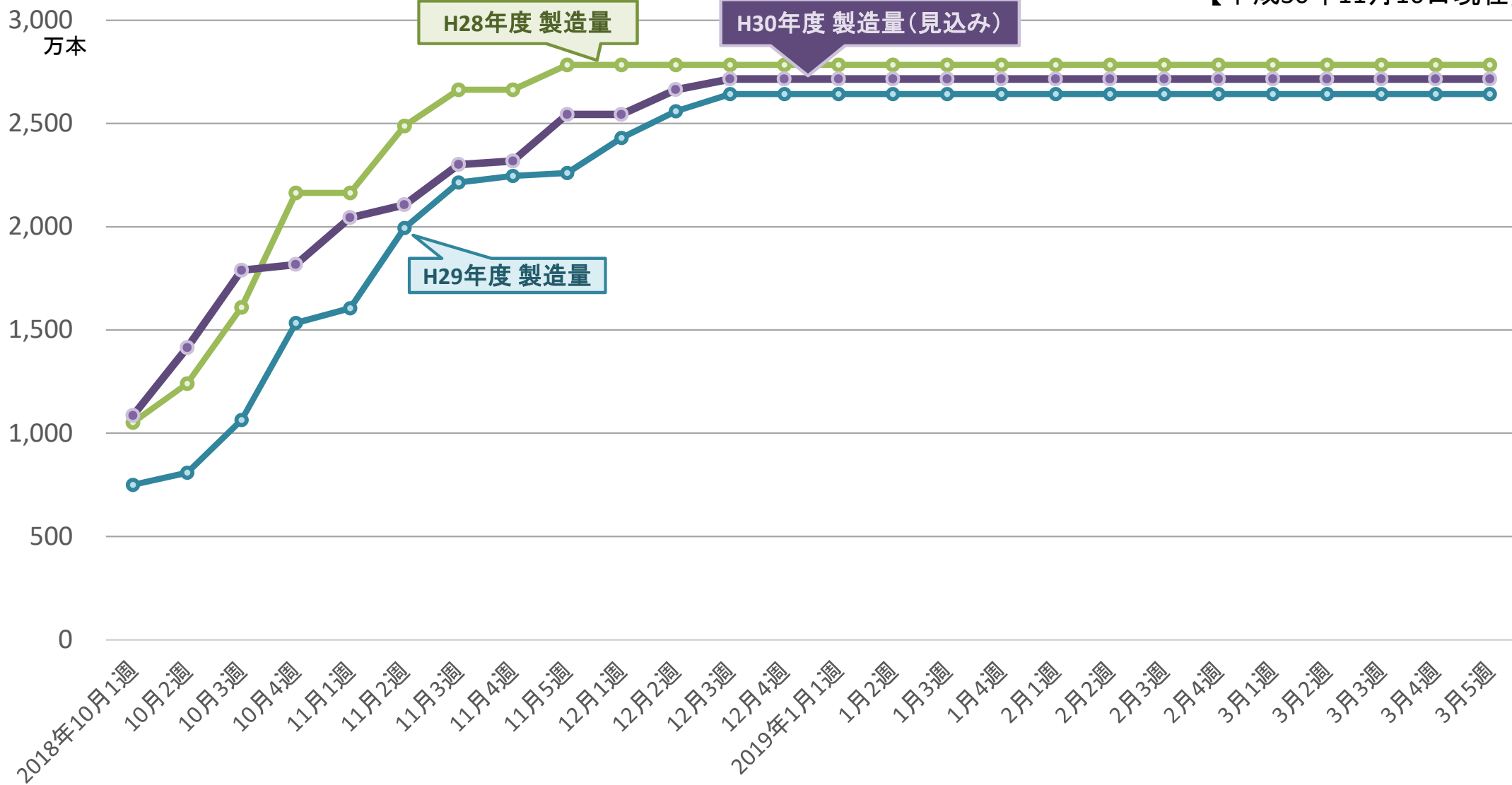
※2 1ml換算

年度

今シーズンにおけるワクチンの累積供給量見込み

(別添2)

【平成30年11月16日現在】



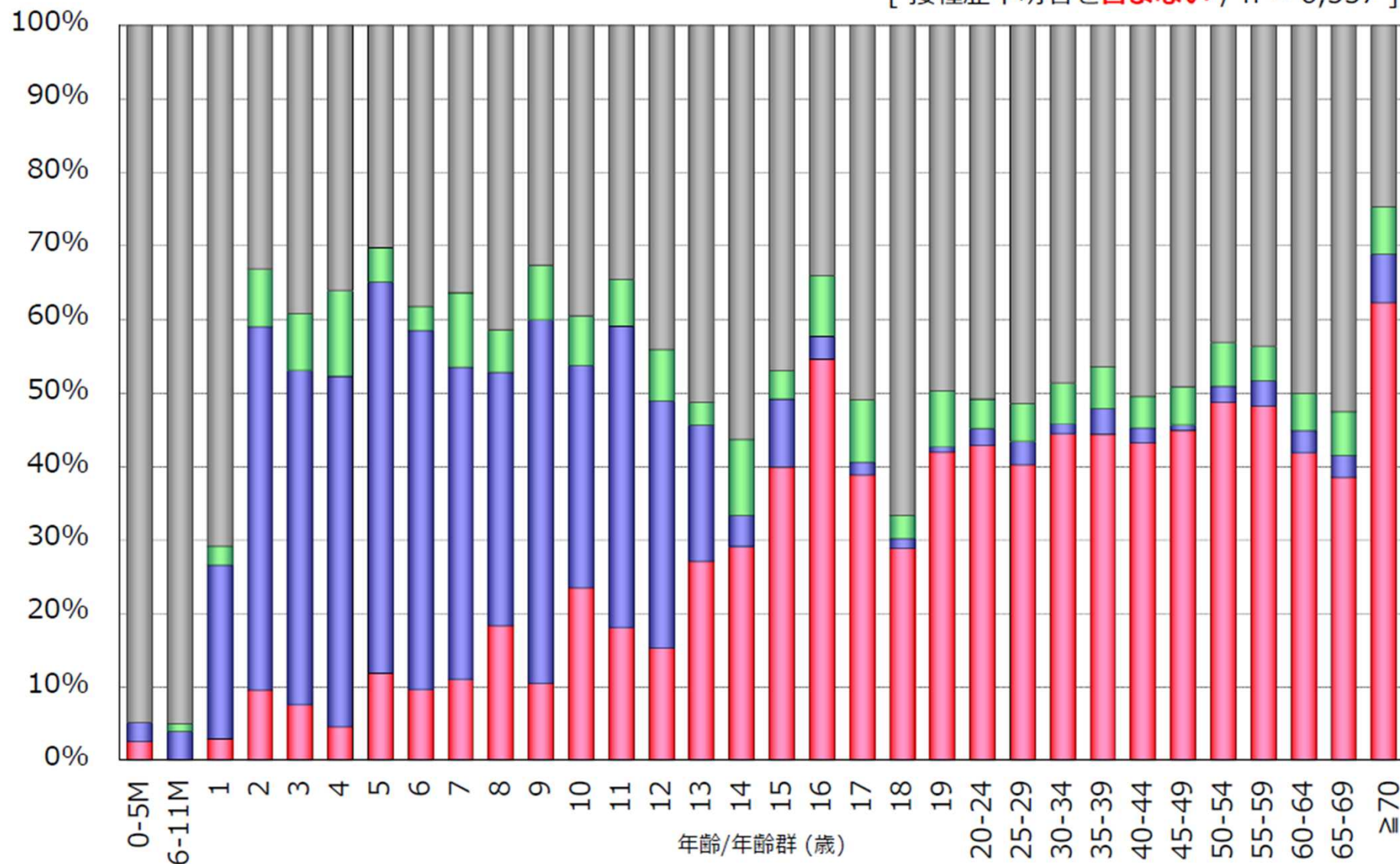
注) 供給量は、いずれも1mL換算

年齢/年齢群別のインフルエンザ予防接種状況，2016/17シーズン

(別添3)

～2017年度感染症流行予測調査より～

[接種歴不明者を含まない / n = 6,537]



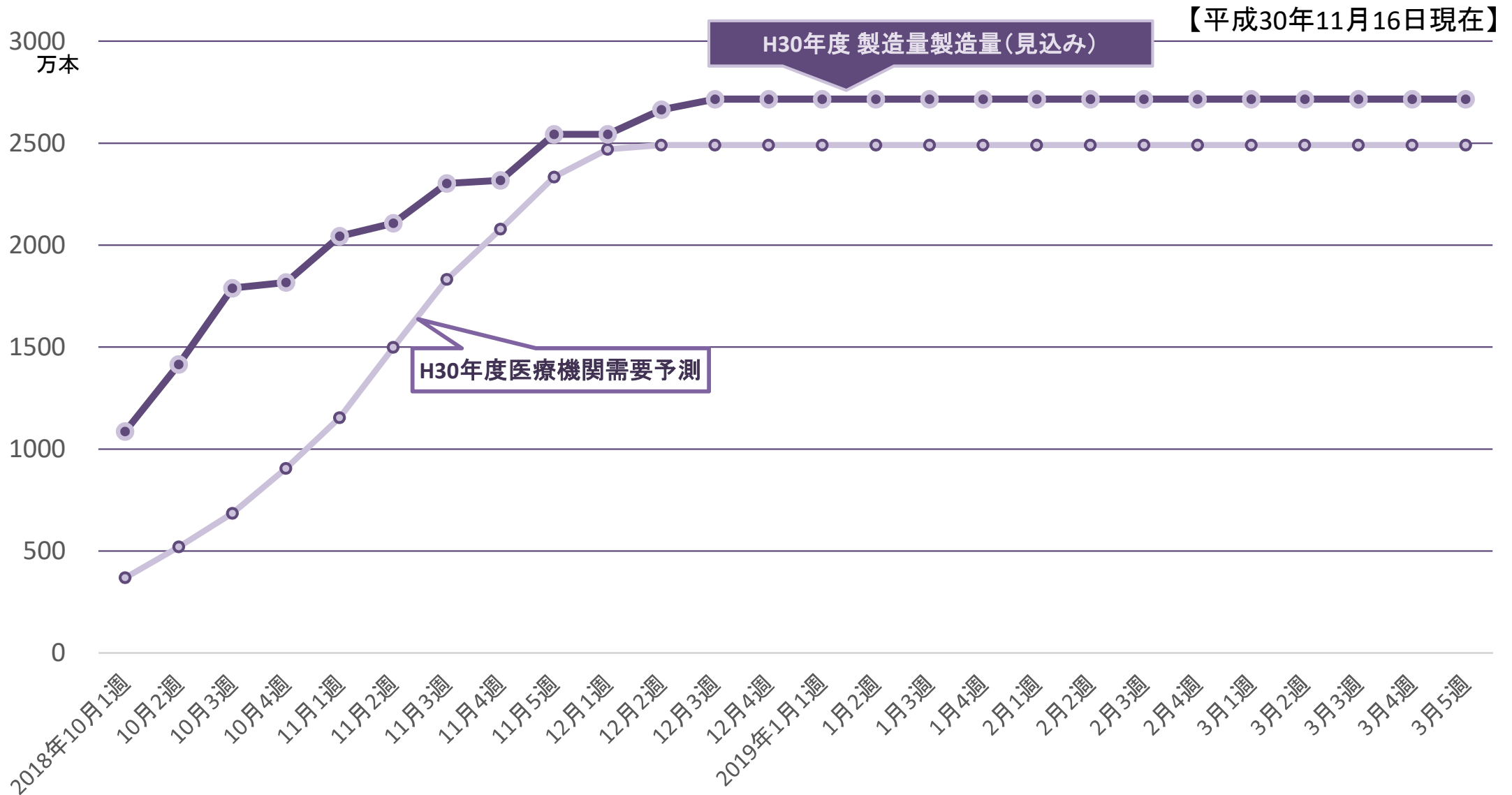
■ 1回接種者 [n=2,280]
 ■ 2回接種者 [n=760]
 ■ 回数不明接種者 [n=351]
 ■ 未接種者 [n=3,146]
 □ 接種歴不明者 [n=946]

出典:

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/yosoku/Vaccination/flu2017vaccine.pdf>

2018/19シーズンにおける累積供給予定量見込み/医療機関需要予測

別添



注1)「H30年度医療機関需要予測」は「H28年度使用量」に、13歳以上の者について、医師が特に必要と認める場合を除き「1回注射」であることを周知徹底した場合の影響、及び効率的な活用の徹底を考慮した推計値

注2)供給量は、いずれも1ml換算。

注3)使用量には返品分が含まれない。

事 務 連 絡
平成 30 年 11 月 22 日

一般社団法人日本ワクチン産業協会 御中

厚生労働省健康局健康課

季節性インフルエンザワクチンの流通促進等について（協力依頼）

今冬のインフルエンザシーズンに係る季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の供給については、「季節性インフルエンザワクチンの供給について」（平成 30 年 9 月 12 日医政経発 0912 第 1 号、健健発 0912 第 1 号、健感発 0912 第 5 号厚生労働省医政局経済課長、健康局健康課長、健康局結核感染症課長連名通知。以下「通知」という。）、「季節性インフルエンザワクチンの供給について（情報更新）」（平成 30 年 10 月 23 日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）及び「季節性インフルエンザワクチンの供給について（情報更新）」（平成 30 年 11 月 22 日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）において周知等したところです。

現在、ワクチンは順次供給され、今冬のインフルエンザワクチンの製造予定量はワクチンを適切に使用すれば、不足は生じない状況と考えられますが、別添に示したとおり、11 月下旬から 12 月上旬頃にかけて、一時的にワクチンの累積供給予定量と医療機関の需要予測量が近接する期間の発生が予測されます。

つきましては、ワクチンの円滑な流通及び効率的な活用に資するため、通知に示した安定供給対策に加えて下記の事項について、貴会会員に対して周知及び協力の要請をしていただくとともに、引き続き、ワクチンの安定供給についてご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会にも事務連絡を送付したことを申し添えます。

記

1. 卸売販売業者（いわゆる販売会社（製造販売業者から直接ワクチンの販売等がなされ、他の卸売販売業者へ販売等する卸売販売業者をいう。以下同じ。）を含む。）は、特にワクチンの累積供給予定量と医療機関の需要予測量の近

接が予測される期間において、ワクチンの偏在等が生じないように留意した上で、当該業者として保有する在庫（既に販売先が決定しているが、現に販売先に納入されていない在庫を含む。）を可能な限り低減し、ワクチンを必要とする医療機関等に迅速かつ適切に納入できるよう努めること。

2. 卸売販売業者は、通知の記2（6）ウ及び同（9）に示した取り組みを継続するとともに、地域間又は医療機関間においてワクチンの偏在等が疑われる場合には、重点的にその解消に努めること。また、品切れ等により医療機関等からの注文（返品を前提とした注文等不適切なものを除く。）に応じられないような場合にあっては、近隣の卸売販売業者に対しワクチンの融通を求めるとともに相互に連絡を密にし、安定的かつ効率的なワクチンの供給に努めること。
3. ワクチンの製造販売業者及びいわゆる販売会社は、ワクチンの円滑な流通に資するよう、通知の記2（5）に基づき、卸売販売業者（いわゆる販売会社を除く。）に対し、今後のワクチンの納入時期等について正確な情報提供を行うよう引き続き努めること。

事務連絡
平成30年11月22日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省健康局健康課

季節性インフルエンザワクチンの流通促進等について（協力依頼）

今冬のインフルエンザシーズンに係る季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の供給については、「季節性インフルエンザワクチンの供給について」（平成30年9月12日医政経発0912第1号、健健発0912第1号、健感発0912第5号厚生労働省医政局経済課長、健康局健康課長、健康局結核感染症課長連名通知。以下「通知」という。）、「季節性インフルエンザワクチンの供給について（情報更新）」（平成30年10月23日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）及び「季節性インフルエンザワクチンの供給について（情報更新）」（平成30年11月22日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）において周知等したところです。

現在、ワクチンは順次供給され、今冬のインフルエンザワクチンの製造予定量はワクチンを適切に使用すれば、不足は生じない状況と考えられるが、別添に示したとおり、11月下旬から12月上旬頃にかけて、一時的にワクチンの累積供給予定量と医療機関の需要予測が近接する期間の発生が予測されます。

つきましては、ワクチンの円滑な流通及び効率的な活用に資するため、通知に示した安定供給対策に加えて下記の事項について、貴会会員に対して周知及び協力の要請をしていただくとともに、引き続き、ワクチンの安定供給についてご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、一般社団法人日本ワクチン産業協会にも事務連絡を送付したことを申し添えます。

記

1. 卸売販売業者（いわゆる販売会社（製造販売業者から直接ワクチンの販売等がなされ、他の卸売販売業者へ販売等する卸売販売業者をいう。以下同じ。）を含む。）は、特にワクチンの累積供給予定量と医療機関の需要予測の近接

が予測される期間において、ワクチンの偏在等が生じないように留意した上で、当該業者として保有する在庫（既に販売先が決定しているが、現に販売先に納入されていない在庫を含む。）を可能な限り低減し、ワクチンを必要とする医療機関等に迅速かつ適切に納入できるよう努めること。

2. 卸売販売業者は、通知の記2（6）ウ及び同（9）に示した取り組みを継続するとともに、地域間又は医療機関間においてワクチンの偏在等が疑われる場合には、重点的にその解消に努めること。また、品切れ等により医療機関等からの注文（返品を前提とした注文等不適切なものを除く。）に応じられないような場合にあっては、近隣の卸売販売業者に対しワクチンの相互融通を求めるなど相互に連絡を密にし、安定的かつ効率的なワクチンの供給に努めること。
3. 厚生労働省は、ワクチンの製造販売業者及びいわゆる販売会社は、ワクチンの円滑な流通に資するよう、通知の記2（5）に基づき、卸売販売業者（いわゆる販売会社を除く。）に対し、今後のワクチンの納入時期等について正確な情報提供を行うよう引き続き努めることを依頼していること。